

モラルハザードを さらに加速させる

井戸謙一

現在、本件の判決書が当事者に交付された情報に接していない。そこで「判決要旨」に基づき、コメントをする。

本件の公訴事実、被告人らは「原発事故が発生することがないよう、防護措置等の適切な措置を講ずることにより、事故発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったのに、これを怠った」というものである。

津波による事故発生防護措置（結果回避措置）には、原発の運転停止だけではなく、防潮堤の築造、水密扉の設置、非常用ディーゼル発電機の高台設置等、様々な方法があった。

ところが、本件判決は、結果回避措置は、「これらの措置をすべて講じるまで原発の運転を停止すること」であると断じ、犯罪構成要件としての「予見可能性」を「原発の運転停止を法的に義務付けるに相応しい予見可能性」と位置付け、認定のハードルを上げ、その上で、その存在を否定した。

しかし、上記のすべての措置を

実施しなくても、あるいは原発の運転を停止しなくても、例えば、非常用ディーゼル発電機の高台設置だけでも実施していれば、福島原発事故は避け得たと考えられるから、この点は、論理的に強引であると一言しなければならぬ。

本件判決は、上記の意味での予見可能性の存在を否定する結論を導き出すため、福島県沖でマグニチュード8・2前後の地震発生の可能性を指摘した地震調査研究推進本部（以下「推本」）による「地震発生可能性の長期評価」（以下「長期評価」）の信用性を否定してしまつた。

推本は、阪神・淡路大震災を契機として日本における地震の調査研究を二元的に推進するため政府の機関として総理府（当時、現・文科省）に設置された組織であり、わが国の代表的な地震学者が集められた。その推本が研究の上公表した長期評価について、地震学の素人である裁判所が、「具体的な根拠を示さず」客観的に信頼性、具体性のあつたものと認めるには合

理的な疑いが残る」などと悪しざまに批判しているのは、異様な光景である。

原発退場に道開いた

本件判決は、原発に求められる自然災害に対する安全性は、「どのようなことがあつても原子炉内の放射性物質が外部に放出されることは絶対にない」というレベル、あるいはそれとほぼ同レベルの極めて高度の安全性」ではなく、「最新の科学的知見を踏まえて合理的に予測される自然災害を想定した安全性」であるとして、「福島第一原発に10メートル盤を超える津波が襲来する可能性」は合理的に予測される程度を超えるものと結論付けた。東北地方太平洋沖地震程度の自然災害が今後も起こり得ることは常識的な感覚であるように思われる。しかし、原発は、それに備える必要はないと言ふのだから、本件判決は、日本の原発は安全とは言えないことを宣言したに等しい。原発の運転を容認する人でも、「安全であること」がその条件であつて、事故を起こす可能性があつても原発の運転を容認するという人はほとんどいない。この判決は、東電役員を救ふことによつて、原発の退場に道を開いたといふこともできよう。

原発のようにひとたび事故を起

せば、膨大な数の人々の生命健康を奪い、国の存立自体を危うくさせるにとどまらず、地球環境をも汚染してしまふ危険物を扱う人々には、自社や自分個人の利益を顧みず、原発の安全確保に力を注ぐ高いモラルが求められる。そして、モラルの維持のためには、失敗したときには法律に従つて責任を取らせることが不可欠である。

しかし国は、膨大な損害賠償債務によつて事実上破綻していた東電に公金を注ぎ込んで破産させず、責任を取らせなかつた。その結果、福島原発事故の被災者たちが塗炭の苦しみの中で呻吟しているのに、東電は黒字を計上している。そして今回、裁判所は、東電の役員個人に対し刑事責任も科さなかつた。

責任ある者が責任を取らなければ、モラルハザード（倫理感の欠如）を招く。関西電力の役員らが長年にわたつて原発立地先の企業等から多額の裏金を受け取つていた事実が明るみに出て、この業界のモラルの低下が深刻であることが赤裸々になつた。この判決が、原発にしがみ付こうとしている人たちのモラルハザードを更に加速させるのではないかと懸念する。

いどけんいち・2006年3月24日、北陸電力志賀原発2号機（石川県）の運転差し止めを認めたとの金沢地裁裁判長

東電元経営陣3人を無罪とした東京地裁（永渕健一裁判長）の判決を元裁判官はどうみるのか。原発を止めた経験を持つ2人が批判する。

2人が徹底批判

安全性への無関心は 故意に近い過失そのもの 樋口英明

この判決も指摘するとおり、津波及びその原因となる地震の正確な予知、予測はできないことから、必然的に津波に関する情報は不確実性を伴うことになる。この不確実な情報をも考慮に入れた安全対策を採ることを要求することは、ゼロリスクを求めるに等しいという判決の論旨も分らないでもない。しかし、それでも、私はこの無罪判決は酷いと思った。その理由は以下の2点である。

第一は、津波の予測が必然的に不確実性を伴うということは、自然現象が避けがたい不可知性を持つているということにほかならないが、そのことは自然現象を分析することによって一定の合意が得られることまでも否定するものではない。

ここでいう不可知性とは、文部科学省地震調査研究推進本部（以下「推本」）が、仮に、「福島第一原発には10メートルを超える津波が来ることはまず考えがたい」と発表したとしても、10メートルを遥かに超える津波が来る可能性を

否定することはできないという話である。

しかし、逆に、推本が自然現象を分析した結果、「10メートルを超える津波が到来し得る可能性が今後30年の間に20%に及ぶ」と発表した長期評価について、それを自然現象の不可知性の問題として、「そのような大津波は来るか来ないか分からないではないか」とい

9月19日、無罪判決に東京地裁前で涙を浮かべる福島からの避難者たち。（撮影／伊田浩之）



原発を止めた元裁判官

う議論の中に封じ込めることは許されないというべきである。

それにもかかわらず、この判決はそれをやってしまっている。政府機関である推本が、この長期評価に反対する意見もあることを百も承知の上で発表したことは、この上なく重い事実である。この推本の情報を無視してはならないということは、およそゼロリスクを求めるか否かというレベルの話ではない。もしこのようなことが許されるなら、自然現象がもたらすいかなる災厄に対しても刑事責任を問うことができなくなるのではないかと危惧される。

東電経営陣の実態

第二は、推本の長期評価を知った後の被告人らの対応に対する裁判所の評価の誤りである。原発の安全性を害するような自然現象についていえば、そのような事実はないとか、仮にあったとしても極めて低頻度であるといった組織にとつて都合の良い情報が経営トップには伝わりやすいのである。

そういう状況下にあつて、政府機関による30年以内に20%という極めて高い危険性を告げる情報はたいへん貴重な情報であるはずである。特に、原発事故が国の存亡に関わる甚大な被害をもたらし得ることも、絶対安全をうたい文句に

原発を建設してきたことも十分に承知していたはずの東電経営陣にとつては本来、何物にも代えがたい宝物のような情報であつたはずである。

ところが、東電経営陣は、その宝物を大切に扱うどころか、土木学会に推本の長期評価の再審査を依頼した。この依頼は推本の長期評価に対する消極的評価を土木学会に期待したか、安全対策工事を遅らせる口実とするためのいずれかであり、許されない行為である。加えて、東電経営陣は土木学会における審議の状況も知らず、担当者に対して審議の状況の報告を求めることさえもしてこなかったのである。

この態度に見られるのは原発の安全性に対する大いなる無関心である。この無自覚、無関心は、法的には、故意に近い過失そのものである。交通事故において、歩行者の存在に無関心であつた者は、歩行者の存在を見落とした者よりも罪が重い。これが東電の経営陣の実態であると思つと薄ら寒いものをおぼえる。

ひぐち ひであき・2014年5月21日に関西電力大飯原発3、4号機（福井県）、15年4月14日に同高浜原発3、4号機（福井県）の運転差し止め（仮処分）を認めたときの福井地裁裁判長。